

水は貴重な資源です。滴が集まり流れをつくり、森を育み海を豊かにします。水は名立区のキーワードであり、まちづくりに向けた一人ひとりの力の結集を重ね合わせ、表題を「しずく」としました。

市のホームページではカラーでご覧いただけます。

花立温泉ろばた館をご利用ください！



ろばた館は10月末までの期間、金・土・日曜日は午後9時まで開館しています。（火・水・木曜日は午後7時まで）

温泉で汗を流し、ふれあいホールで涼みませんか？皆さまのお越しをお待ちしています！

※時間に余裕をもって入浴いただくために、**受付時間は閉館時間の30分前まで**とさせていただきます。皆さまのご協力をお願いします。

【9月の休館日】毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）

2日・9日・17日・24日・30日 ※16日（月）と23日（月）は祝日のため営業します。

市営バスを利用して入浴しよう



- ろばた館まで市営バス東飛山線を利用して、5回入浴すると、次回の入浴料が無料になります。（入湯税はお支払いください）
- ろばた館前バス停でバスを降りるときに、運転手から「利用証明券」をもらってください。
- ろばた館で入浴料金を支払う際に、「利用証明券」を出してスタンプカードにスタンプを押してもらってください。
- スタンプカードは、ろばた館の受付で発行します。

名立のうまいもん市



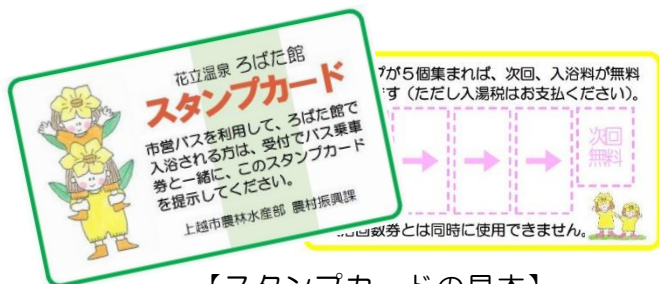
9月8日(日)午前11時～ ※なくなり次第終了

地元の加工グループが丹精込めて作った特産品はどれも絶品です！ぜひ、ご賞味ください！

- 販売品 五目おこわ、笹もち、おかきなど
- 販売員 不動ひまわり会



ろばた館 ☎538-2635
総務・地域振興グループ ☎537-2123



【スタンプカードの見本】

名立区の世帯数・人口（8月1日現在）※（ ）は先月との比較

■世帯数 934 世帯（－） ■人口 男：1,030 人（△6 人）女：1,111 人（△7 人） 計：2,141 人（△13 人）

防災アドバイザーを派遣します

災害に関する専門的な知識と経験を有する防災アドバイザーを派遣し、自主防災組織や町内会等の防災に関する取組を支援します。

【防災アドバイザーの活用例】

- ・防災訓練を企画する時
- ・防災に関する話を聞きたい時
- ・地域の避難計画を作りたい時
- ・他の自主防災組織の取組を知りたい時
- ・自主防災組織はあるが具体的に何をしてもいかならない時



■問合せ

市役所市民安全課 ☎520-5660
総務・地域振興グループ ☎537-2121

秋の全国交通安全運動について

期間：9月21日(土)から9月30日(月)まで

令和6年度スローガン

【秋の道 ゆとりとマナーで 事故ゼロへ】

【運動重点】

- ① 反射材用品等の着用促進や安全な横断方法の実施による歩行者の交通事故防止
(横断歩行者の安全確保～渡るよサインの活用～) ※新潟県重点
- ② タ暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



体力測定を実施します

この機会に体力・運動能力を測定しましょう!



■日 時 9月14日(土) 午後7時～9時

■会 場 名立地区公民館体育館

■対 象 20歳から64歳までの方

■参加費 無料

■測定項目

上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とび

■申込み・問合せ

9月13日(金)までに、教育・文化グループ
(☎537-2126)へお申込みください。

※当日参加も可能です。

「上越市防災資機材整備補助金」のご案内

令和6年能登半島地震を踏まえ、町内会における防災活動を支援するため、災害時の避難や訓練に必要な防災資機材を購入する費用を補助します。

受付期間：令和7年1月31日(金)まで

【注意事項】

- 1、補助金の交付は1団体につき1回です。
- 2、必ず購入前に申請してください。
- 3、次の経費は補助の対象外です。
 - ・消費される物や使用期限が決まっている物
 - ・町内会以外の者が使用するもの
 - ・中古品の購入
 - ・個人宅に設置されるもの
 - ・備品以外の経費(修理代、食糧費など)

■補助対象

町内会が防災資機材の購入に要する経費

(例) 避難支援用品：車いす、リヤカーなど
情報伝達用品：トランシーバーなど
生活用品：毛布、暖房器具など
訓練用品：テント、発電機など

■補助金額

補助対象経費の3/4(1,000円未満は切捨)

※町内会の世帯数(4月1日現在)に応じた額を上限とします

世帯数区分	補助上限額
100世帯未満	10万円
100世帯以上 500世帯未満	20万円
500世帯以上	30万円

■問合せ 市役所市民安全課 ☎520-5660 総務・地域振興グループ ☎537-2121



祝

敬老祝賀会を開催します



市では、長年にわたり社会に貢献された高齢者のご長寿を祝い、敬老祝賀会を開催します。対象となる方には、9月上旬にご案内しますので、ぜひご参加ください。

内容については、現在企画中ですが、皆さまに楽しいひと時をお過ごしいただけるよう、アトラクションの他に昼食会を予定しています。

なお、祝賀会に参加できなかった方へは、お祝いの品をお贈りします。

■対象者

名立区にお住いの75歳以上の方
(昭和25年4月1日以前に生まれた方)



■開催日等

	北部地区	南部地区 (下名立・上名立・不動)
開催日	10月15日(火)	10月28日(月)
会 場	北部、南部とも「ろばた館」です	

※北部地区の会場を「ろばた館」に変更しました。

■問合せ

市民生活・福祉グループ ☎537-2122



【昨年度の北部地区敬老祝賀会】



【昨年度の南部地区敬老祝賀会】



救急の日・救急医療週間について(名立分遣所)

毎年9月9日は「救急の日」です。また、9月8日(日)から9月14日(土)までは、「救急医療週間」です。

これらは救急医療についての理解を深めていただくことを目的に定められたものです。この機会に、救急車の適切な利用方法等について確認しましょう。



< 次のような場合は、迷わず119番通報！ >

- ①意識がない・もうろうとしている
- ②呼吸がないまたは分からない・呼吸困難
- ③今までに経験したことのない激しい痛みがある(頭・胸・腹・背中)
- ④ろれつが回らない・手足に力が入らない・しびれる
- ⑤大量の出血がある
- ⑥事故(交通事故・高所からの転落等)

固定電話、携帯電話からの通報はいずれも局番なしの「119」にかけてください。
慌てず、落ち着いて通報しましょう。

名立分遣所では、ご要望に応じて応急手当講習会を開催しています。心肺蘇生やAEDの使い方など、万が一の時に役立つ手当の方法を学ぶ良い機会になります。

詳しくは名立分遣所にご相談ください。

■問合せ

上越消防署 名立分遣所 ☎537-2301

生活カレンダー

日	曜日	内 容	日	曜日	内 容
1	日		13	金	
2	月	●すこやかサロン (2日・5日・9日・12日・19日・26日・30日) [名立地区公民館 午前9時30分～11時30分]	14	土	●名立オータムフェスタ 2024 ～16日 [うみてらす名立]
		●市・県民税第2期 国民健康保険税第2期 後期高齢者医療保険料第2期 介護保険料第5期の各納期限			●造形広場 [名立児童館 午後1時30分～] ●体力測定会 [名立地区公民館体育館 午後7時～9時]
			15	日	
			16	月	 敬老の日
3	火	●はつらつ健康教室(3日・10日・17日・24日) [名立地区公民館 午前9時30分～11時] ●無印良品移動販売 [名立地区公民館 ほか]	17	火	
4	水		18	水	●ほんわかカフェ [名立地区公民館 午前9時30分～11時30分]
5	木		19	木	
6	金		20	金	●し尿汲み取り収集日 ※申込みは上越市環境衛生公社(☎543-4121)へ
7	土	●北御牧・名立フレンドシップ! 山の交流会 ～8日 [長野県東御市芸術むら公園ほか]	21	土	●秋の全国交通安全運動 ～30日
			22	日	 秋分の日
8	日	●うまいもん市 [ろばた館 午前11時～] ●救急医療週間 ～14日	23	月	 振替休日
9	月		24	火	
10	火		25	水	●ひろば読み聞かせ・ふれあい遊び [たちばな子育てひろば 午前]
11	水		26	木	
12	木	●ひろば育児相談日 [たちばな子育てひろば 午前]	27	金	●保育園・ひろば合同誕生会 [たちばな子育てひろば 午前]
		●子どもに対する応急手当講習会 (名立分遣所指導) [たちばな子育てひろば 午前11時～]	28	土	●映画会 [名立児童館 午後1時30分～]
			29	日	
			30	月	●国民健康保険税第3期、後期高齢者医療保険料第3期、介護保険料第6期の各納期限

法務局からのお知らせ

■問合せ 新潟県地方法務局上越支局
☎525-4133(音声案内3番)

相続登記が義務化されました

昨今、相続登記がされず、現在の所有者が分からない不動産の増加が社会問題となっていて、その対策の一環で、令和6年4月1日から土地や建物など不動産の相続登記が義務化されました。

不動産を取得した相続人は、相続によって取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をする必要があります。

土地建物の所有者が死亡した際は、早めに相続登記を行ってください。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。



あなたの大切な遺言書を守ります

遺言は、ご自身の大切な財産を誰に残したいか、ご自身の意思を表示させることができ、相続をめぐる争いを防止して、相続登記をスムーズに進めるために役立つ手段です。

あなたの自筆証明遺言書を紛失や改ざんから防ぐため、法務局で保管する制度があります。

※遺言書の保管申請には、手数料3,900円がかかります。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

